

川崎市職員退職年金条例等を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 5 0 号

川崎市職員退職年金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 川崎市職員退職年金条例（昭和29年川崎市条例第39号）
- (2) 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額改定に関する条例（昭和31年川崎市条例第23号）
- (3) 昭和28年12月31日以前に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額改定に関する条例（昭和33年川崎市条例第20号）
- (4) 平成元年4月分から同年7月分までの遺族年金に係る加算の年額等の特例に関する条例（平成2年川崎市条例第3号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。